

業 務 説 明 書

1 業務の概要

(1) 業務の名称

盛岡市上下水道局米内浄水場運転管理業務委託

(2) 業務の内容

盛岡市米内浄水場、米内浄水場系の各施設の運転管理業務において、水量管理、水質管理、施設管理等を適切に行い、水道法第4条に規定された水質基準に適合する水道水を常時供給することはもちろんのこと、各施設の機能を十分に発揮することを目的に、効率的な運転・監視・制御を行う。

(3) 契約期間等

ア 契約期間 契約日から令和13年3月31日まで

イ 準備期間 契約日から令和9年3月31日まで

ウ 履行期間 令和9年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 業務委託日

業務を委託する日は、休日等及び平日とし、次のとおりとする。

ア 休日等 次に掲げる日とする。

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する祝日

(ウ) 12月29日から翌年1月3日までの日のうち上記(ア)及び(イ)に挙げる日を除く日

イ 平日 休日等を除く日とする。

(5) 業務委託時間等

業務委託時間は、次のとおりとする。

ア 休日等の業務委託時間

(ア) 昼間 午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 夜間 午後5時00分から翌日の午前8時45分まで

イ 平日の業務委託時間

夜間 午後5時00分から翌日の午前8時45分まで

※ ただし、次の業務の日程については、翌月分を発注者と打合せのうえ決定する。

(ア) 水源巡視

(イ) 施設巡視

(ウ) ろ過池壁面清掃

(エ) 沈でん池清掃

(6) 委託施設

委託施設は、次のとおりとする。

施設の位置及び規模等については、別紙資料のとおり。

ア 米内浄水場系施設（以下「米内系」という。）

(ア) 米内浄水場畑井野取水口

(イ) 米内浄水場沈砂池

(ウ) 米内浄水場

(エ) 桜台配水場

(オ) 松園配水場

(カ) 松園第2配水場

(キ) 岩清水配水場

(ク) 鉢ノ皮配水場

(ケ) 鉢ノ皮第2配水場

(コ) 鉢ノ皮ポンプ場

(サ) 高松配水場（令和11年4月1日からとする。）

イ 生出浄水場系施設（以下「生出系」という。）

(ア) 生出取水場

(イ) 生出浄水場

(ウ) 生出流量計室

(エ) 日戸ポンプ場

(オ) 日戸配水場

ウ 刈屋浄水場系施設（以下「刈屋系」という。）

(ア) 刈屋浄水場

(イ) 刈屋配水場

(ウ) 刈屋流量計室

エ 前田浄水場系施設（以下「前田系」という。）

(ア) 前田浄水場取水口

(イ) 前田浄水場

(ウ) 前田第1加圧ポンプ場

(エ) 前田第2加圧ポンプ場

(7) 勤務体制

勤務体制は次のとおりとする。

ア 勤務人員数は常時2名以上とし、うち1名は責任者を配置しなければならない。

イ 責任者は、業務総括責任者（1（8）アに掲げるもの）、副総括（1（8）イに

掲げるもの)又は主任(1(8)ウに掲げるもの)のいずれかの者とする。

(8) 従事者の資格要件

従事者の資格要件は次のとおりとする。

ア 業務総括責任者は、水道法第24条の3に規定する受託水道業務技術管理者の資格を有している者。

イ 副総括は、(公社)日本水道協会の水道浄水施設管理技士(2級以上)に認定・登録されている者。

ウ 主任は、水道浄水施設管理技士(3級以上)に認定・登録されている者。

エ 技術員は、学校教育法における高等学校若しくは同等以上の学歴を有する者。